

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号および第 801 条第 3 項第 2 号
に定める事後開示書類)

2026 年 7 月 1 日

株式会社シード
株式会社オキュデバイセズ

2026 年 7 月 1 日

東京都文京区本郷二丁目 40 番 2 号
株式会社シード
代表取締役社長 佐藤隆郎

東京都文京区本郷二丁目 40 番 2 号
株式会社オキュデバイセズ
代表取締役 福田猛

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社シード（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社オキュデバイセズ（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 5 月 19 日付けで締結した吸収分割契約に基づき、分割会社のスマートコンタクトレンズ事業（以下「対象事業」といいます。）を吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、承継会社へ承継いたしました。

本吸収分割に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 189 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

- （1）会社法第 784 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
- （2）会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）
本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
- （3）会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

- (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 5 月 29 日付けで官報及び電子公告により公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2（吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

承継会社の株主は、分割会社のみであるため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

承継会社の株主は、分割会社のみであるため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 5 月 29 日付けで官報により公告を行いました。同条第 1 項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。なお、承継会社においては、知っている債権者はいなかったため、同条第 2 項の規定による催告は行っておりません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって分割会社における対象事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 7 月 14 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上